

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

英国内務省

国別政策及び情報ノート パキスタン：保護の主体

第 4.0 版
2024 年 7 月

目次

要旨	4
評価	5
1. 重要な事実、信ぴょう性及びその他の確認／照会事項	5
1.1 信ぴょう性	5
1.2 適用除外	5
2. 保護	6
国別情報	9
3. 法的枠組み	9
3.1 憲法	9
3.2 刑法及び刑事訴訟法	9
3.3 国内の人権関連法制	9
3.4 国際規約	9
4. 警察及び準軍事組織	10
4.1 全体的な構造	10
4.2 リソース及び有効性	11
4.3 汚職	15
5. 人権侵害	16
5.1 恣意的な逮捕及び拘禁	16
5.2 強制失踪	16
5.3 超法規的殺害	19
5.4 拷問及び虐待	20
6. 犯罪発生率	22
6.1 全国	22
6.2 イスラマバード首都圏（ICT）	23
6.3 バンジャブ州	23
6.4 シンド州	24
6.5 カイバル・パクトウンクワ（KP）州	24
6.6 バローチスターン州	25
7. 法の支配及び司法機関	25
7.1 組織	25
7.2 独立性及び公正な裁判	26
7.3 有効性	27
7.4 一事不再理	28

7.5 死刑.....	29
7.6 代替的紛争解決.....	30
7.7 並行司法.....	30
7.8 証人保護.....	31
7.9 法的扶助.....	32
8. 監督・苦情申立てメカニズム.....	32
付録 A.....	35
在イスラマバード英国高等弁務官事務所からの書簡（2019年4月12日）.....	35
版管理及びフィードバック.....	38

要旨

市民の基本的人権を保護するための連邦及び州の人権関連法制が定められており、パキスタン刑法（Pakistan Penal Code）では犯罪行為に対する処罰を規定している。機能を果たす警察部隊と司法機関が存在し、概してこれらに頼ることができる。

AW（保護の充足性）パキスタン [2011 年] の報告事例における上級審判所（Upper Tribunal）の、CG 事例 AH（保護の充足性、スンニ派過激派）パキスタン CG [2002] UKIAT 05862 を考慮した上での認定によると、「(中略) 国家による保護のそのような全般的な不十分性が既に立証されているとは言えない」。

AW の審問が行われた後に入手できた同国の証拠が示唆するところ、いくつかの不備はあるものの、概して、同国は十分な保護を提供する意思と能力がある。そうでないことを実証する義務は当人に課せられる。

民族的・宗教的少数派、LGBTI の人々及び女性を含め、少数派集団の保護の評価については関連する「国別政策・情報ノート パキスタン」を参照のこと。

評価

セクション更新日：2024 年 6 月 13 日

1. 重要な事実、信ぴょう性及びその他の確認／照会事項

1.1 信ぴょう性

1.1.1 信ぴょう性評価に関する情報については、「信ぴょう性及び難民の地位の評価」に記載の指示を参照のこと。

1.1.2 意思決定者は、英国ビザ又は他の形態の許可が過去に申請されたかどうかを確認しなければならない。ビザと照合された庇護申請の調査は、庇護申請者のインタビューの前に行うべきである（「庇護申請のビザ照合に関する説明、英国ビザ申請者の庇護申請」参照）。

1.1.3 ある人が申し立てる出身地をめぐる疑問がある場合、意思決定者は、可能であれば言語分析テストも検討すべきである（「庇護申請の言語分析に関する説明」参照）。

公式 - 機密情報：開示対象外 - セクションの始まり

このページに記載の情報は内務省内での使用に限られるため、削除された。

公式 - 機密情報：開示対象外 - セクションの終わり

1.2 適用除外

1.2.1 意思決定者は、適用除外条項のうち 1 つ（又は複数）が適用可能かどうかを検討するに足る重大な理由の有無を検討しなければならない。各事例を、個別の事実や本案に基づいて検討しなければならない。

1.2.2 当人は難民条約（Refugee Convention）の適用から除外される場合、人道的保護の付与からも除外されることになる（難民の地位と比べ適用除外の範囲が広い）。

1.2.3 適用除外及び制限付き許可については、「難民条約の第 1F 条と第 33(2)条の下での適用除外、人道的保護」に記載の庇護申請に関する説明、及び「制限付き許可」に記載の説明を参照のこと。

公式 - 機密情報：開示対象外 - セクションの始まり

このページに記載の情報は内務省内での使用に限られるため、削除された。

公式 - 機密情報：開示対象外 - セクションの終わり

2. 保護

2.1.1 概して、同国は国家権力を行使する「ならず者」を含む、非国家行為者を恐れる人々に十分な保護を提供する意思と能力がある。そうでないことを実証する義務は当人に課せられる。

2.1.2 2002 年 10 月 4 日に審問が行われ 2002 年 12 月 31 日に発布された国別指針事例 AH（保護の充足性、スンニ派過激派）パキスタン CG [2002] UKIAT 05862 において、上級審判所（UT）が示した見解によると、パキスタン国家は「(中略) 機能を果たす刑法体系を有し、犯罪行為は訴追されるが、個別の事例において成功裏に訴追する過程で困難が生じる可能性がある。国家が保護対象者に提供するように要求される保護の程度は、現代の社会とリソースの取締りに関係する困難を考慮することの必要性に対する欧州ストラスブール裁判所（European Court in Strasbourg）のアプローチで明確に例示されている」（第 17 段）。

2.1.3 2010 年 11 月 11 日に審問が行われ 2011 年 1 月 26 日に発布された AW（保護の充足性）パキスタン [2011 年] UKUT 31 (IAC) の報告事例における UT の、事例 AH を考慮した上での認定によると、「(中略) 国家による保護のそのような全般的な不十分性が既に立証されているとはいえない」（第 34 段）。

2.1.4 UT の見解によると、「国家による保護の体系的充足性に関係なく、申立人はやはり、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖の原因となった当人の事例に特有の状況を当局が知っている又は知っているはずであるものの、当局がその特有の状況において必要となる付加的な保護を提供しそうになれば、そうした恐怖を抱くと考えられる（以下略）」（頭注 2）。

2.1.5 さらに UT の見解によると、「上訴人特有の状況が原因で付加的保護の必要が生じるかどうかを検討する際は過去の迫害（あった場合）に特に留意しなければならない、そのように留意することにより提起される問題は、そうした迫害（及び過去における十分な保護の欠如）が繰り返されないであろうと考える十分な理由が存在するかどうか、ということであるようにしなければならない」（頭注 3）。

2.1.6 AW の審問が行われた後に入手できた同国の証拠が示唆するところ、いくつかの不備はあるものの、国家による保護は概して受けることができる。ある人がなかなか保護を求めようとしなくても、それは必ずしも十分な保護を受けられないことを意味するわけではない一方、AW での見解によると、事件の個別の状況が考慮されなければならない。

2.1.7 民族的・宗教的少数派、LGBTI の人々及び女性を含め、少数派集団の保護に関する情報については関連する「国別政策・情報ノート パキスタン」を参照のこと。

2.1.8 市民的、政治的及び経済的な権利、並びに女性、児童及び少数派集団の権利を保護するための連邦及び州の人権関連法制が定められている。パキスタン刑法では犯罪行為に対する処罰を規定している（「法的枠組み」参照）。2022 年、拷問及び強制失踪を犯罪化する法案が可決された（「拷問及び虐待」及び「強制失踪」参照）。

2.1.9 2018 年（入手できた最新の情報）の段階で、推定によると警察要員は 53 万人であった。バローチスターン（Balochistan）州、カイバル・パクトUNKワ（Khyber Pakhtunkhwa）州、パンジャブ（Punjab）州、シンド（Sindh）州及びイスラマバード首都圏（Islamabad Capital Territory）は独自の警察部隊を有し、主に国内の治安と法執行を担当する。準自治地域であるアザド・カシミール（Azad Kashmir）とギルギット・バルチスタン（Gilgit-Baltistan）も独自の警察部隊を有する。宗派集団やイスラム教徒民兵組織との闘いに備える対テロ部隊が州警察部門内に配属されている（「警察及び準軍事組織－全体的な構造」参照）。

2.1.10 準軍事組織は内務省（Ministry of Interior）の権限下に置かれ、これにバローチスターン州とカイバル・パクトUNKワ州で活動する辺境警備隊（Frontier Corps）及びシンド州とパンジャブ州で活動するレンジャーズ（Rangers）が含まれる。いずれの部隊も国内の法と秩序を守る作戦と並行して国境警備任務を担当する。シンド州レンジャーズはこれまでに同州内の様々な武装集団の能力を著しく減退させてきた（「警察及び準軍事組織－全体的な構造」参照）。

2.1.11 警察の有効性は州によって異なる。オーストラリア政府の外務貿易省（DFAT : Department of Foreign Affairs and Trade）及び米国国務省（USSD : US Department of State）の海外安全対策協議会（OSAC : Overseas Security Advisory Council）が 2022 年に指摘したとおり、総体的な有効性は限定的で、その背景にはリソース不足、不十分で時代遅れの装備、低い給与及び低水準な訓練があり、結果的に欠陥のある捜査につながる可能性がある。警察の能力は上司、政治家、治安部隊及び司法機関の干渉や影響力に左右される。警察は汚職や少額の賄賂に流されやすく、またトランスペアレンシー・インターナショナル・パキスタン（Transparency International Pakistan）が 2022 年に実施した調査によると、警察は全国レベルで最も腐敗した公務員と認知されている（「警察及び準軍事組織」－「リソース及び有効性」及び「汚職」参照）。

2.1.12 パキスタン政府は、例えば警察の様々なシステムの近代化及びコンピューター化への取組や、パンジャブ、ラホール（Lahore）、ラワルピンディ（Rawalpindi）、ファイサラバード（Faisalabad）及びイスラマバードを含む各地の警察署における女性担当デスクの設置を通じて、国民に提供するサービスの改善に向けて努力している（「リソース及び有効性」参照）。

2.1.13 治安当局者は総じてプロフェッショナルであるが、中には人権侵害に加担している者もいる。米国国務省の人権報告書（2022 年版及び 2023 年版）ではパキスタン治安部隊による虐待を強調しており、例として恣意的逮捕、強制失踪及び超法規的殺害が挙げられるが、そうした虐待の規模と範囲に関して提供する情報は限定的である。強制失踪は武装集団、活動家及び少数派の人々に影響を及ぼし、2011 年以来 9 千件を超え、2024 年 1 月時点で 2,752 件が係属中である。超法規的殺害は、警察との遭遇時に発生することが多く、パキスタン人権委員会（Human Rights Commission）によると、2023 年に 618 人が死亡するという結果に至った。拘禁中の拷問が発生しており、2022 年に少なくとも 31 人の死亡が報告され、2023 年には最初の 6 か月間で 27 人の死亡が報告された（「人権侵害」参照）。

2.1.14 警察の苦情申立てサービスや機能を果たしている国内人権機関（NHRI : National Human Rights Institution）を通じて警察の不正行為や汚職を通報するためのメカニズムが非常に多数あるが、パキスタ

ン人権委員会によると、あらゆる委員会がリソースを欠き、それぞれの任務を十分に実行できない状況であった（「監督・苦情申立てメカニズム」参照）。

2.1.15 機能を果たす刑事司法制度が存在する。しかし、司法機関の有効性は限定的で、原因は深刻な遅延、大量の未処理事件（2 百万件以上が 2023 年 12 月末時点で係属中）及び限られたリソースにある。モデル裁判所（Model Court）や代替的紛争解決手段の導入により、未処理事件を減らし訴訟を迅速化するという様々な試みがなされてきた（「法の支配及び司法機関」－「有効性」及び「代替的紛争解決」参照）。

2.1.16 しかし、司法機関内、特に下級レベルでまん延する汚職が絶えず USSD 人権報告書やベルテルスマン財団（Bertelsmann Stiftung）の「変革指数（Transformation Index）」で報告されている（「独立性及び公正な裁判」参照）。

2.1.17 国家による保護の評価に関する付加的指針については、「信ぴょう性及び難民地位の評価」に記載の庇護申請に関する説明を参照のこと。

国別情報

セクション更新日：2024年6月13日

3. 法的枠組み

3.1 憲法

3.1.1 パキスタンの憲法では、法律を前提として、国民の生命（第9条）、財産（第23条から第24条）、礼拝所及び信仰の場（法律、秩序及び道徳心を前提とする－第9条）、並びに各人にとっての法の平等保護（第25A条（第26条から第27条に基づく非差別を含む））の国家による保護を規定している。また憲法では、公正な裁判と適正手続も規定している（第10A条、及び遡及的処罰、二重処罰、及び自己負罪に対する保護については第12条から第13条）。¹

3.1.2 また憲法では、証拠を引き出す過程での拷問に関する保護措置（第14条）、移動、集会及び結社の自由（第15条から第17条（公共の秩序・国家安全保障・国防、又は結社の自由の場合には道徳心に関連する法律及び他の制限を前提とする）、及び言論の自由（第19条（扇動／公共の秩序／国家安全保障／国防、道徳心、法廷侮辱、及び／又は「イスラム教の栄光」に関連する制限を前提とする）も規定している。

2

3.2 刑法及び刑事訴訟法

3.2.1 1860年パキスタン刑法（PPC : Pakistan Penal Code）はパキスタンの主要な刑事法典であり、PPCにおいて規定される犯罪の罰則を規定する³。PPCは制定以来、何度か改正されてきた。^{4 5}

3.2.2 1898年刑事訴訟法（Code of Criminal Procedure）は、パキスタンにおける実質的な刑事法令の執行手続に関する主要な法制である。同法は犯罪捜査、犯罪被疑者の逮捕、証拠の収集、被告人の有罪又は無罪の決定、及び手続の決定に必要な手段を提供するものである⁶。同法は何度か改正されてきた。⁷

3.3 国内の人権関連法制

3.3.1 人権省（MoHR : Ministry of Human Rights）のリソースポータルに、パキスタンにおける女性、児童、障がい者、高齢者、トランスジェンダーの人々、少数派の人々、受刑者及びその他の疎外された弱い集団の権利を保護する連邦及び州の人権関連法制へのリンクが掲載されていた。⁸

3.4 国際規約

¹ Pakistan.org, [The Constitution of the Islamic Republic of Pakistan](#) (Chapter 1), 1973

² Pakistan.org, [The Constitution of the Islamic Republic of Pakistan](#) (Chapter 1), 1973

³ Pakistan.org, [Pakistan Penal Code](#), 1860

⁴ Senate of Pakistan, [Acts of Parliament](#) (search 'Penal Code' and 'Criminal Laws'), various dates

⁵ NA of Pakistan, [Acts of Parliament](#) (search 'Penal Code' and 'Criminal Laws'), various dates

⁶ Khalid Zafar & Associates, [Code of Criminal Procedure](#), 1898

⁷ Senate of Pakistan, [Acts of Parliament](#) (search 'Code of Criminal Procedure'), various dates

⁸ MoHR, [Human Rights Legislation of Pakistan](#), no date

3.4.1 MoHR の指摘によると、パキスタンは以下を含む国連の中核的な 7 つの国際人権関連条約及び 2 つの付加的な議定書を調印及び批准している。

- ・ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination)
- ・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights)
- ・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights)
- ・ 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women)
- ・ 拷問及び他の残虐、非人道的若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰の禁止に関する条約 (Convention Against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment)
- ・ 障がい者の権利に関する条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities)
- ・ 児童の権利に関する条約 (Convention on the Rights of the Child) (武力紛争への児童の関与を制限し、児童人身売買、児童買春及び児童ポルノを禁止する同条約の選択議定書を含む)⁹

4. 警察及び準軍事組織

4.1 全般的な構造

4.1.1 米国国務省が公表した 2022 年版の人権報告書 (USSD 人権報告書 2022 年版) に下記のとおり、治安部隊に関する簡潔な説明が記載されている。

「警察は主に同国の大部分における国内治安を担当する。地方の警察は州政府の管轄下に置かれている。準軍事組織は、バローチスタン州、カイバル・パクトゥンクワ州及び旧連邦管理部族区域 (Federally Administered Tribal Areas) で活動する辺境警備隊のほか、シンド州とパンジャブ州で活動するレンジャーズを含め、内務省 (Ministry of Interior) 権限下で治安任務を遂行する。辺境警備隊の主な任務はアフガニスタンとの国境の警備であり、平時は内務省に属し、紛争時は軍隊に属する」。¹⁰

4.1.2 同国で活動する準軍事組織に関して、2022 年 1 月のオーストラリア外務貿易省 (DFAT) の報告書は次のように指摘した。

「州警察部隊に加え、いくつかの準軍事部隊もパキスタン国内で活動している。例として、主にパンジャブ州とシンド州で活動するパキスタン・レンジャーズが挙げられる。レンジャーズは名目上は内務省の権限下にあるが、軍の将官が率い、実際には軍の統制下に置かれる。レンジャーズはインド国境に沿った国内治安任務を担うほか、国内の法と秩序を守る任務も担う。辺境警備隊もバローチスタン州、カイバル・パクトゥンクワ州及び旧 FATA を含む西部国境地帯でレンジャーズと同様の役割を果たす」。¹¹

⁹ MoHR, [UN Core Treaties](#) no date

¹⁰ USSD, [Country Report on Human Rights Practices](#) (Executive summary), 20 March 2023

¹¹ DFAT, [Country Information Report Pakistan](#) (paragraph 5.11), 25 January 2022

4.1.3 2019 年 10 月、国際人権連盟（FIDH : International Federation for Human Rights）は刑事司法制度と死刑に焦点を当てたパキスタン人権委員会（HRCP）との合同ミッションの成果について、次のように報告した。

「パキスタンの法執行機関は連邦と州両方の警察部隊で構成される。連邦レベルでは、専門の法執行機関の例として連邦捜査局（Federal Investigation Agency）、ちょう報局（Intelligence Bureau）、麻薬防止部隊（Anti-Narcotics Force）、国家テロ対策庁（National Counter Terrorism Authority）、及び鉄道警察（Railways Police）が挙げられる。」

「一般的な警察活動や法執行は主に州レベルで行われる。4 つの州（バローチスターン、カイバル・パクトゥンクワ、パンジャブ、シンド）とイスラマバード首都圏はそれぞれ独自の警察部隊を有する。準自治地域であるアザド・カシミールとギルギット・バルチスタンもそれぞれ独自の警察部隊、すなわちアザド・カシミール警察とギルギット・バルチスタン警察を有する。」

「各州の警察部隊は警察委員（Commissioner of Police）が指揮し、警察委員は警察長官（IGP : Inspector-General of Police）に就任する形で任命され、州の警察の責任者の役割を果たす。各州の IGP のほか、イスラマバード首都圏の IGP も内務省に属する」。¹²

4.1.4 テロ対策部隊は州警察部門内に配属されており、宗派集団やイスラム武装集団との闘いに備える。

¹³ ¹⁴

4.2 リソース及び有効性

4.2.1 警察要員は 2018 年の段階で推定 53 万人であった¹⁵。パキスタンの人口は 2023 年に推定 2 億 4,149 万人であった。¹⁶

4.2.2 米国国務省の外交保安局（Diplomatic Security Service）が提唱した官民パートナーシップである海外安全対策協議会（OSAC）が 2022 年に指摘したところによると¹⁷、パンジャブ警察がパキスタンで最大の警察部隊で、現役要員は 20 万人余りであった¹⁸。パンジャブ警察の研究開発部（Research and Development Branch）が 2020/21 年版法定年次報告書（Statutory Annual Report）の中で指摘したところによると、パンジャブ警察は 21 万 8,913 人の要員を擁し、これはパキスタン統計局（Pakistan Bureau of Statistics）による 2017 年の州人口 1 億 1,001 万 2,442 人を基に計算すると、市民 560 人につき警察官 1 人に相当した¹⁹。

¹² FIDH, [Punished for being vulnerable...](#) (section 2.2.1, page 9), 8 October 2019

¹³ CRSS, [The role of CTDs in countering and minimizing terrorism](#), 21 February 2019

¹⁴ FES/PIPS, [Strengthening Governance in Pakistan...](#) (page 28), December 2020

¹⁵ DFAT, [Country Information Report Pakistan](#) (paragraph 5.9), 25 January 2022

¹⁶ Pakistan Today, [Pakistan's population soars to 241.49mln in digital census 2023](#), 7 August 2023

¹⁷ OSAC, [Who We Are](#), no date

¹⁸ OSAC, [Pakistan Country Security Report](#), 31 May 2022

¹⁹ Punjab Police, [Statutory Annual Report \(Annual Administration Report\) 2020-21](#) (page 1), no date

2023 年にパンジャブ州の人口は推定 1 億 2,768 万人であった。²⁰

4.2.3 シンド警察が公表した統計によると、2022 年 3 月時点でシンド州では 11 万 5,000 人弱の警察要員が勤務していた²¹。ボル・ニュース（Bol News）の 2023 年 2 月の報道によると、シンド州には 12 万人の警察当局者がいたが、警察署に配属されていた要員はわずか 3 万 6,000 人であった。同報道の指摘によると、警察官の 67% 余りが要人警護に配属されていた²²。2023 年にシンド州の人口は推定 5,569 万人であった。²³

4.2.4 カイバル・パクトウンクワ（KP 又は KPK）州政府がある日付不詳の記事で指摘したところによると、同州の警察部隊の要員は 7 万人であった²⁴。KP 州の人口は 2023 年に推定 4,085 万人であった²⁵。バローチスターン警察のウェブサイト上のある日付不詳の刊行物によると、2023 年にバローチスターン州で 3 万 6,000 人強の警察官が勤務しており²⁶、それに対して人口は推定 1,489 万人であった²⁷。イスラマバード首都圏（ICT）には警察官が 1 万 1,634 人おり²⁸、それに対して人口は推定 236 万人であった。²⁹

4.2.5 独立系の「145 か国の防衛関連情報を追跡する統計ベースのウェブサイト（中略）」³⁰と評されるグローバル・ファイヤー・パワー（Global Fire Power）の「世界軍事力インデックス（Global Fire Power Index）」によると、パキスタンには 50 万人の準軍事組織要員がいた。³¹

4.2.6 国連薬物・犯罪事務所（UNODC : UN Office on Drugs and Crime）の 2021 年 4 月の報告によると、「パキスタンの警察部隊全体で女性警察官は 1.5% しかいなかった」。³²

4.2.7 パキスタン政府（GoP : Government of Pakistan）は、国連拷問禁止委員会（UNCAT : UN Committee against Torture）に提出し、2022 年 12 月 19 日に公表された第 2 回定期報告書の中で次のようにコメントした。

「女性が利用しやすいヘルプデスクがパンジャブ州全域の全警察署の 98% に設置されており、女性警察署が 3 か所ある（ラホール、ラワルピンディ、及びファイサラバード）。イスラマバードでは全ての警察署に女性ヘルプデスクがある。人権・女性の権利を担当するデスクも KP 州内の 15 以上の地区の警察署に設置されている。KP 総合被害者支援ネットワーク（KP Integrated Victim Support Network）も設立され

²⁰ Pakistan Today, [Pakistan's population soars to 241.49mln in digital census 2023](#), 7 August 2023

²¹ Sindh Police, [Sanctioned strength: Strength of Executive Staff](#) (page 41, Grand total), March 2022

²² Bol News, [Over two-thirds of Sindh police posted on security of VVIPs](#), 24 February 2023

²³ Pakistan Today, [Pakistan's population soars to 241.49mln in digital census 2023](#), 7 August 2023

²⁴ Government of KPK, [KPK Police](#), no date

²⁵ Pakistan Today, [Pakistan's population soars to 241.49mln in digital census 2023](#), 7 August 2023

²⁶ Balochistan Police, [Human Resource Management Information System](#), no date

²⁷ Pakistan Today, [Pakistan's population soars to 241.49mln in digital census 2023](#), 7 August 2023

²⁸ ICT Police, [Organization](#), no date

²⁹ Pakistan Today, [Pakistan's population soars to 241.49mln in digital census 2023](#), 7 August 2023

³⁰ Global Firepower, [Global Firepower - 2023 World Military Strength Rankings](#), no date

³¹ Global Firepower, [2023 Pakistan Military Strength](#), 4 January 2022

³² UNODC, [Female Police Officers Step into the Frontlines as First Responders...](#), 26 April 2021

ており、これはスワト (Swat)、ペシャワール (Peshawar)、マードン (Mardan)、チャーサッダ (Charsadda)、アボッタバド (Abbottabad) の 5 地区で導入予定の関連サービス提供者 (警察、病院、社会福祉シェルターなど) のネットワークを結ぶものである。一方、シンド州とバルーチスターン (Baluchistan) 州では地区苦情相談室 (District Complaint Cell)、女性苦情相談室 (Women Complaint Cell)、セーフハウス (Safe House)、警察ヘルプライン (Police Helpline) 及び警察署が、女性関連問題を専門的に扱う仕組みを設けている。シンド州にもヘルプライン (0800-70806) 及び女性やジェンダーに基づく暴力の被害者に法的助言を提供するシンド法律助言コールセンター (Sindh Legal Advisory Call Centre) がある。一方、2021 年 1 月、バルーチスターン州政府は家庭や職場での女性に対する嫌がらせに関する苦情を登録するための「バルーチスターン女性ヘルプライン 1089 (Baluchistan Women Helpline: 1089)」を創設した。女性は嫌がらせ、ドメスティックバイオレンス、職場での嫌がらせ及び財産問題に関する苦情をヘルプラインに登録することができた」。³³

4.2.8 パンジャブ警察ニュース (Punjab Police News) の 2020 年 12 月の報道によると、「パンジャブ州内 36 地区に 718 か所の警察署があり、うち 4 つが女性専用として設置されている。」³⁴さらに、パンジャブ州全域にわたり警察署のヘルプデスクに女性警察官が駐在していた³⁵。市民・警察連絡委員会 (CPLC: Citizens Police Liaison Committee) はシンド州政府による通知に基づいて、「(中略) 犯罪被害者に救済措置を提供するとともに LEA [地方法執行機関] へ技術支援を提供する非政治的法定組織」として設立されており、カラチ (Karachi) の 6 地区にまたがる 114 か所の警察署をリストアップした³⁶。ICT 警察は「女性警察署」1 か所を含む 27 か所の警察署をリストアップした³⁷。バルーチスターン警察は同州の 7 つの行政区にまたがる警察署を記録し³⁸、これにクエッタ (Quetta) 市内 22 か所の警察署が含まれていた³⁹。KP 政府は 24 地区にまたがる 265 か所の警察署をリストアップし、これに女性警察署 2 か所が含まれていた。⁴⁰

4.2.9 2022 年 1 月の DFAT の報告書によると、「パキスタンにおける警察の能力と有効性はリソース不足、低水準の訓練、不十分で時代遅れの装備、それに上司、政治家、治安部隊及び司法機関からの競うような圧力によって制限されている。」⁴¹同報告書は次のように指摘した。

「一部の集団は差別的な根拠で国家からの十分な保護を拒否される。(中略) NAP [国家行動計画 (National Action Plan)] の下で国内全域にわたり暴力を抑制するための様々な措置 (例えば軍及び準軍事治安部隊の力の強化や軍事法廷の設立) が導入されたにもかかわらず、政治的な動機による [倫理的、宗教的⁴²]

³³ UNCAT, [Second periodic report submitted by Pakistan...](#) (paragraph 107 (c)), 19 December 2022

³⁴ Punjab Police News, [Punjab Police Pakistan – A Complete Introduction...](#), 20 December 2020

³⁵ Punjab Police, [Women Help Desks](#), no date

³⁶ CPLC, [List of Police Stations](#), no date

³⁷ ICT Police, [Police stations](#), no date

³⁸ Balochistan Police, [Police Regions](#), no date

³⁹ Balochistan Police, [Quetta](#), no date

⁴⁰ Government of KPK, [Police Station & Police Posts](#), no date

⁴¹ DFAT, [Country Information Report Pakistan](#) (paragraph 5.9), 25 January 2022

⁴² ICIBI, [Inspection report on Home Office country of origin information...](#) (page 60), 29 February 2024

又は宗派間の暴力の訴追に成功することはまれである。背景にあるのは非効果的な警察の捜査、犯罪科学に基づく能力や訴追及び司法機関の法的理解の欠如、そして裁判官、弁護士、証人及び彼らの家族に対する脅迫である」。⁴³

4.2.10 OSAC はバローチスターン州を除く同国全域で活動する警察部隊について次のようにコメントした。

「イスラマバードには大規模な警察部隊がいる一方、リソースの制約が警察の作戦の有効性に影響を及ぼす。低い給与と装備不足は国内全域に広がる問題である（中略）」

「カラチの警察部隊の有効性は訓練とリソースの欠如によって減退し、警察は受け取る給与も比較的低い。結果として、政治的影響力や賄賂が捜査、逮捕及び訴追の実施に影響を及ぼす可能性がある。とはいえ、パキスタン・レンジャーズのシンド部隊は同州内の複数の武装集団の能力を著しく減退させてきた（中略）」

「パンジャブ警察は明らかに資金、リソース、それに他のパキスタン警察機関との共同での訓練が足りない（中略）が、政府はコンピューター化や近代化と併せた状況改善に取り組んでいる。2020 年時点で約 1 万台の監視カメラが、全国規模のプロジェクトの一環であるパンジャブ「安全都市（Safe City）」プロジェクトの下でラホールを監視している。このシステムは 24 時間体制の指令センターが特徴で、警察官が市内の様々な区域を監視し、犯罪活動又はテロ活動に目を光らせている。これらのカメラは交通も監視し、違反者はナンバープレートに基づいて違反通知を郵送される。」

「パキスタン北西部の治安機関は文民部隊と軍隊で構成される。治安部隊は総じてプロフェッショナルであるが、装備、通信技術、それに訓練が足りない状況である。概して、犯罪事件に対する警察の対応は一貫性がない。警察と政府部隊はテロ攻撃の共通の標的である。脅威が存在する現地の環境から、当局はテロ対策、部隊の保護、及びインフラ保安を優先する必要がある」。⁴⁴

4.2.11 パキスタンに拠点を置く民間部門研究・政策機構の国際法研究協会（RSIL : Research Society of International Law）が 2021 年 8 月に公表した記事⁴⁵では、第一情報報告書（FIR : First Information Report）の登録遅延について次のように報じた。

「犯罪捜査は FIR の登録から始まる。適切な法の支配を確保するため、警察は FIR を公平かつ即座に登録しなければならない。これにより、理論的には、報告された事案の迅速な捜査を通じた司法の提供が可能になる。しかし、現場の事実は警察の法的義務とそぐわない。警察は FIR の登録が遅れることが多い。警察官は FIR が登録され次第、認識可能な犯罪を捜査するという責任を負うことを踏まえ、自らの業務

⁴³ DFAT, [Country Information Report Pakistan](#) (paragraphs 5.1 to 5.2), 25 January 2022

⁴⁴ OSAC, [Pakistan Country Security Report](#), 31 May 2022

⁴⁵ RSIL, [About - Research Society of International Law | RSIL](#), no date

量が増えるのを避けるために FIR の登録を遅延又は回避する傾向にある。同様に、警察官の中には自らの低い実績を隠すために FIR を遅らせる者もいる。FIR の増加は法と秩序の状況の悪化を反映するものであることから、高い犯罪発生率について責任を負う警察署長（SHO：Station House Officer）は、その責任から逃れる目的で FIR の登録を避ける。最後に、警察が FIR の登録を遅延又は回避せざるを得なくなる場合もある。これは大抵、政治的及び社会的に人脈があり、その人脈を使って刑事訴訟から身を隠そうとする者による権力の乱用が関係する。FIR 登録プロセスに付随して明らかになる問題は全て、刑事司法部門の効率に悪影響を及ぼし、結果的に同国における法の支配の状態に悪影響を及ぼす」。⁴⁶

4.2.12 また同記事によると、「パキスタンの警察は捜査の過程で適切な状況証拠又は犯罪科学的証拠を収集するために必要な専門知識とリソースを欠いている。これは結果的に警察はもとより、司法機関や検察官も目撃証拠に過剰に頼ってしまう状況につながる」。⁴⁷

「汚職」も参照のこと。

FIR について詳しくは「国別政策・情報ノート パキスタン：書類」を参照のこと。

4.3 汚職

4.3.1 2022 年 1 月の DFAT の報告書によると、「汚職はさまつであれ深刻であれ、パキスタンにおける重大な問題である。汚職を助長する要因は低い公務員給与と、国家に対する忠誠心又は法の尊重を上回る縁故主義、利益供与及び親族関係の文化である」。⁴⁸

4.3.2 OSAC によると、「警察の汚職はパキスタン全土にわたる問題であるが、イスラマバードではそれほど大きな問題ではない」。⁴⁹

4.3.3 2022 年の出来事を対象としたフリーダム・ハウス（Freedom House）の「世界の自由（Freedom in the World）2023 年版」報告書によると、「警察は長年にわたり、初期の犯罪申立てに対する偏見のある又は恣意的な取扱いを非難されてきた」。⁵⁰

4.3.4 USSD 人権報告書 2022 年版によると、「法律では公務員の汚職に対する刑事罰を規定しているが、政府は概して法律を効果的に施行せず、当局者はあらゆるレベルで汚職の慣行に関与していた。汚職は政治の世界と政府でまん延し、様々な政治家や公職者が収賄、強要、えこひいき、縁故主義、利益供与、不正利得及び横領といった汚職の疑惑に直面した。」⁵¹USSD はこの情報を 2023 年版人権報告書でも繰り返した。⁵²

⁴⁶ RSIL, [Criminal Justice Reform - Delayed FIRs & Witness Protection Programs](#), 23 August 2021

⁴⁷ RSIL, [Criminal Justice Reform - Delayed FIRs & Witness Protection Programs](#), 23 August 2021

⁴⁸ DFAT, [Country Information Report Pakistan](#) (paragraph 2.28), 25 January 2022

⁴⁹ OSAC, [Pakistan Country Security Report](#), 31 May 2022

⁵⁰ Freedom House, [Freedom in the World 2023: Pakistan](#) (F2), 2023

⁵¹ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2022](#) (section 4), 20 March 2023

⁵² USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2023](#) (section 4), 22 April 2024

4.3.5 トランスペアレンシー・インターナショナル (TI) パキスタン (市民社会組織のトランスペアレンシー・インターナショナルの国別支部) が 2022 年 10 月に実施した「国別汚職認知調査 (NCPS : National Corruption Perception Survey)」の結果によると、1,600 人の回答者 (4 州の 8 地区に分かれて 200 人ずつで、半数が農村部から) からの回答⁵³を基に、警察は全国レベルで最も腐敗した公共部門と認知され、次いで入札と契約、司法及び教育の順であった。この調査では州別の内訳を提示し、それによると警察はパンジャブ州で最も腐敗した部門に位置付けられ、シンド州、バローチスタン州及び KP 州では 2 番目に腐敗した部門に位置付けられた。⁵⁴

5. 人権侵害

5.1 恣意的な逮捕及び拘禁

5.1.1 USSD 人権報告書 2022 年版によると、「法律では恣意的な逮捕及び拘禁を禁止し、誰でも自らの逮捕又は拘禁の合法性について法廷で異議を唱えることができる権利を規定しているが、当局は必ずしもこれらの要件を遵守しなかった。汚職と刑事免責がこの問題を更に複雑化した」。⁵⁵

5.1.2 同報告書は次のように指摘した。

「警察は報告によると、釈放と引換えに賄賂を強要する目的で人々を拘禁したり、又は指名手配犯に自首をやむなくさせる目的で当人の近親者を拘禁したりした。民族的少数派、無国籍者、アフガニスタン人、及びパキスタンにいる難民で公式の身分証明書を持たない人々から、警察当局者による恣意的な逮捕、賄賂の要求、及び嫌がらせの報告があった。また警察が、連邦捜査局 (国境管理、犯罪捜査、スパイ防止活動及び治安を担当する機関) 所属の警察官を含め、賄賂を引き出す目的で逮捕を行っているという報告も複数あった」。⁵⁶

5.1.3 USSD はこの情報を 2023 年版人権報告書でも繰り返した⁵⁷。「汚職」及び「監督・苦情申立てメカニズム」も参照のこと。

5.2 強制失踪

5.2.1 強制的・非自発的失踪に関する国連作業部会 (UN Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances) が強制失踪の定義を提示した。

5.2.2 USSD 人権報告書 2022 年版によると、「誘拐及び強制失踪が同国全域で発生していた。ちょう報機関、警察及び治安部隊所属の一部の当局者は、報告によると囚人を隔離拘禁し、居場所の開示を拒否し

⁵³ TI Pakistan, [NCPS 2022 Methodological Note](#), 2023

⁵⁴ TI Pakistan, [NCPS 2022 – Results](#) (page 3), 2023

⁵⁵ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2022](#) (section 1d), 20 March 2023

⁵⁶ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2022](#) (section 1d), 20 March 2023

⁵⁷ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2023](#) (section 1d), 22 April 2024

た。」⁵⁸ USSD はこの情報を 2023 年版人権報告書でも繰り返した。⁵⁹

5.2.3 DFAT の報告書によると、「失踪の標的にされる人々の例として、武装勢力と疑われた人々、活動家、学生、反対派政治家、人権擁護者、ジャーナリスト及び弁護士が挙げられる。失踪は短ければ数時間、長いと数年に及ぶ場合もある。失踪者の一部は殺害されている」。⁶⁰

5.2.4 USSD 人権報告書 2022 年版によると、「複数の人権団体によると、当局はパシュトゥン族 (Pashtun)、シンド族 (Sindhi) 及びバローチ族 (Baloch) の人権活動家のほか、シンド族及びバローチ族の民族主義者を理由又は令状なく逮捕し、強制失踪させていた。また彼らの申立てによると、児童も親に圧力を掛ける目的で拘禁された。⁶¹」 USSD はこの情報を 2023 年版人権報告書でも繰り返した。⁶²

5.2.5 「(中略) 発展途上国及び移行期にある国が民主主義制度及び市場経済を目指して社会変革を舵取りしているか否か及びどのように舵取りしているかを分析及び評定する」⁶³ベルテルスマン財団の「変革指数」(BTI) のパキスタン編 2022 年版 (2019 年 2 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日までの期間が対象) によると、「パキスタンは軍やちょう報機関によって拉致されたとされる活動家や個人の強制失踪が発生し続けていた。これらの行方不明者を生還させるための法的努力が続く一方、これらの行為について政府に責任を負わせる試みはこれまでのところ法廷や議会の常任委員会及び特別委員会の場で頓挫している⁶⁴。」 BTI の 2021 年 2 月 1 日から 2023 年 1 月 31 日までの期間を対象とした 2024 年版でもこの主張を繰り返した。⁶⁵

5.2.6 人権の促進と保護に関する普遍的定期レビュー作業部会 (Working Group on the Universal Periodic Review) 向けに国連が編集し、2022 年 11 月に公表された情報は以下のように指摘した。

「様々な特別手続権限保持者が、シンド州で少数派に属する人々、特に少数派のシンド族の人々、政治活動家、ジャーナリスト及び人権擁護者の強制失踪件数の着実な増加について懸念を提起した。彼らによると、明らかな刑事免責のパターンが存在するようである。そうした慣行の根強い持続と広範囲に及ぶ特質を背景に、そうした慣行は 1 つの政策、あるいは当局の側にしてみれば政策に相当し得るような少なくとも一種の寛容の現れではないかという懸念が起こった。彼らは、パキスタンは強制失踪を犯罪化すべきであるとする勧告を改めて主張した」。⁶⁶

5.2.7 2022 年 10 月のドーン (Dawn) 紙の報道によると、国民議会 (National Assembly) は強制失踪を犯

⁵⁸ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2022](#) (section 1b), 20 March 2023

⁵⁹ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2023](#) (section 1b), 22 April 2024

⁶⁰ DFAT, [Country Information Report Pakistan](#) (paragraph 4.4), 25 January 2022

⁶¹ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2022](#) (section 1b), 20 March 2023

⁶² USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2023](#) (section 1b), 22 April 2024

⁶³ Bertelsmann Stiftung, [BTI Methodology](#), no date

⁶⁴ Bertelsmann Stiftung, [BTI 2022 Country Report Pakistan](#) (page 14), 23 February 2022

⁶⁵ Bertelsmann Stiftung, [BTI 2024 Country Report Pakistan](#), (page 13), 19 March 2024

⁶⁶ UNHRC, [Pakistan; Compilation of information prepared...](#) (paragraph 12), 15 November 2022

罪化する法案を可決した⁶⁷。2024 年 6 月時点でこの法案はまだ有効になっていなかった。

5.2.8 HRCP はこの法案に懸念を表明し、文民による監視を規定していないと指摘した。⁶⁸

5.2.9 GoP が 2011 年 3 月に創設した「強制失踪調査委員会（Commission of Inquiry on Enforced Disappearances）」は、

「(中略) 失踪したとされる人々の家族が申立てをするための法的な場の役割を果たす。事件の調査中、家族は進捗状況について絶えず情報を提供される。事件の審問は家族立会いの下で行われる。この制度は完全に無償であり、申立てをする費用も要らなければ申立人が委員会の場に出頭するために弁護士を雇う必要もない。審問は州都でも開催され、それは申立人が連邦首都まで出向く交通費を節約することを視野に入れてのことである。事件の調査中、委員会は連邦政府、州政府、ちょう報機関及び法執行機関を含むあらゆる利害関係者からの全面的な協力を受けてきた」。⁶⁹

5.2.10 同委員会によると、2021 年 8 月までに延べ 8,122 件の強制失踪の申立てが寄せられ、5,853 件が解決した。⁷⁰

5.2.11 国際法律家委員会 (ICJ : International Commission of Jurists) の 2020 年の報告書での所見によると、強制失踪調査委員会は創設以来ずっと、加害者をただの一人も裁判に掛けることができずにいた。⁷¹

5.2.12 2022 年 6 月のドーン紙の報道によると、イスラマバード高等裁判所 (IHC : Islamabad High Court) は連邦政府に対し、行方不明者を法廷に出廷させるよう指示した。また IHC は、強制失踪調査委員会は目的を達成していないと認定し、そして「当裁判所は〔同委員会の〕報告書を熟読した上で、一見したところ、同委員会はその責務を怠っただけでなく、そのような状況においてその存在を正当化することもできないと考える」という判決を下した」。⁷²

5.2.13 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) が 2022 年 8 月に机上調査及び 7 件のリモートインタビュー (5 件は失踪者の家族及び活動家とのインタビューで、2 件はジャーナリストとのインタビュー⁷³) を基に報告したところによると、強制失踪が続いており、それは報道や、強制失踪に関する作業に取り組む市民社会組織である人権擁護団 (DHR : Defence of Human Rights) パキスタン支部も追認したとおりである⁷⁴。その報告での指摘によると、強制失踪に抗議する家族や活動家は暴力的な退

⁶⁷ Dawn, [NA again passes bill criminalising enforced disappearances](#), 22 October 2022

⁶⁸ HRCP, [HRCP has reservations about enforced disappearances bill](#), 24 October 2022

⁶⁹ UNHRC, [Second periodic report submitted by Pakistan...](#) (paragraph 71), 7 December 2022

⁷⁰ UNHRC, [Second periodic report submitted by Pakistan...](#) (paragraph 72), 7 December 2022

⁷¹ ICJ, [Pakistan: Commission of Inquiry on Enforced Disappearances has failed...](#), September 2020

⁷² Dawn, [Commission on missing persons has become a liability: IHC](#), 24 June 2022

⁷³ Amnesty International, [Pakistan: Braving the Storm: Enforced...](#) (page 4), 11 August 2022

⁷⁴ Amnesty International, [Pakistan: Braving the Storm: Enforced...](#) (page 8), 11 August 2022

散、逮捕及び拘禁に直面していた。⁷⁵

5.2.14 2023 年 12 月の VOA の記事は次のように指摘した。

「2023 年 1 月に強制失踪調査委員会が公表したデータによると、2011 年の創設以来、この独立機関は 9 千件余りの事件を国内全域から受け付けてきた。5 千人余りを追跡し、3,800 人近くの帰宅を目にしてきた一方、2 千件余りがまだ係属中である。最も件数が多いのがカイバル・パクトウンクワ州からで、次いでバローチスターン州である。

イスラマバード高等裁判所で先月開催された審問の後、当時の内務大臣でバローチスターン州出身のサルファラズ・ブグティ (Sarfaraz Bugti) は、最近解放された拉致被害者に関する詳細の開示を拒否した。それどころか彼はジャーナリストに対し、誰に拘禁されたのか帰還者に尋ねるように言った」。⁷⁶

5.2.15 BBC ニュース (BBC News) の 2024 年 2 月 3 日の報道によると、「政府によって招集された強制失踪調査委員会は 2024 年 1 月時点で同州内で 2,752 件の継続中の強制失踪事件を記録しているが、パキスタンの暫定首相が最近の BBC とのインタビューで主張したところによると、現在行方不明者はわずか 50 人ほどである」。⁷⁷

5.2.16 「監督・苦情申立てメカニズム」も参照のこと。

5.3 超法規的殺害

5.3.1 USSD 人権報告書 2023 年版は次のように説明した。

「当年 (2022 年) 中、政府又はその関係者が超法規的殺害を含む恣意的又は不法な殺害を行ったという報告が非常に多かった。複数の人権団体の主張によると、政府関係者は反対派の人々が拉致、拷問、殺害されたバローチスターン州で「殺して遺棄する」という方針を続行した。一部の虐待の被害者に占める、疎外された人種・民族コミュニティの人々の割合が過剰に多いという報告も複数あった。治安部隊は報告によると、国内全域にわたる紛争との関連で超法規的殺害を行った。政府機関は概して治安部隊による殺害が正当化されるかどうか、及び警察長官からの命令又は国家人権委員会を通じた命令のいずれかを介した訴追を追求すべきかどうかを調査した」。⁷⁸

5.3.2 HRCP の「人権状況 (State of Human Rights) 報告書 2023 年版 (HRCP 報告書 2023 年版)」によると、「HRCP によるメディアモニタリングの結果、少なくとも 618 人が警察との遭遇で殺害されたいことが分かった (以下略)」。⁷⁹

⁷⁵ Amnesty International, [Pakistan: Braving the Storm: Enforced...](#) (pages 8 to 9), 11 August 2022

⁷⁶ VOA, [Baloch Activists March to Pakistani Capital to Demand End...](#), 20 December 2023

⁷⁷ BBC, [Pakistan: Marching for the thousands who disappeared in Balochistan](#), 3 February 2024

⁷⁸ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2023](#) (section 1a), 22 April 2024

⁷⁹ HRCP, [State of Human Rights in 2023](#) (page 11), 2024

5.3.3 HRCP は警察との「遭遇」を「(中略) 超法規的殺害に代わる婉曲表現であり、そこでは警察や他の治安部隊との衝突時における市民の死が疑念を持って捉えられる」と表した。⁸⁰

5.3.4 BTI の 2022 年版報告書によると、「超法規的殺害がパキスタンでまん延しており、警察は犯罪被疑者を排除するためにお膳立てされた「遭遇」を用い、公衆と関わり合う際は日常的に致命的強制力を行使する⁸¹。」BTI の 2024 年版報告書は超法規的殺害を報告しなかった。⁸²

5.4 拷問及び虐待

5.4.1 世界拷問禁止機関 (OMCT : World Organisation Against Torture) とジャスティス・プロジェクト・パキスタン (Justice Project Pakistan) による 2021 年 3 月に公表された合同報告書は、次のように指摘した。

「警察や他の法執行機関による拷問はパキスタンでは非常にまん延し体系的であるため、総じて日常茶飯事である。拷問はパキスタンでは法執行において不可避な部分として許容され、拷問加害者は社会文化的許容、独立的な監視・調査機構の欠如、広範囲に及ぶ逮捕と拘禁の権限、手続上の抜け穴、及び非効果的な保護措置の組合せを通じて刑事責任を免れる (以下略)」。⁸³

5.4.2 Voicepk.net という「パキスタン初の、国内で起こった人権問題や法的問題の調査、報告及び放送を専門とするデジタルメディアプラットフォーム」⁸⁴が、2020 年と 2021 年に起こった警察による拷問を含む暴力事件を、ドーン紙のニュースを頼りに集めた記事に基づいて報告した。同報告書では 2020 年における警察による拷問に関係する記事 80 件と 2021 年分の記事 56 件が集められ、その大部分はパンジャブ州で起こった事例であった。リソース不足を背景に単一の情報源に頼ったことを含め制限があった関係上、Voicepk.net の指摘によると、「(中略) この報告では [警察による暴力] の絶対的範囲を表すとうたうことはできないが、これらの事例はほんの氷山の一角であると想定することはできる」。⁸⁵

5.4.3 HRCP が 2022 年 6 月に述べたところによると、「拘禁施設、警察留置場及び刑務所での拘禁中の殺害や拷問の嫌疑があふれていたが、不運なことに拷問事例はほとんどが目につかない。拷問はなかなか通報されないだけでなく、医学的報告書での証明も難しく、それはこのテーマに関して実施された様々な信ぴょう性のある研究において指摘されているとおりである。その結果、拷問を行っても完全に刑事責任を免れるのである」。⁸⁶

5.4.4 USSD の説明として、HRCP によると、2022 年 1 月 1 日から 10 月 31 日にかけて 31 人が警察留置

⁸⁰ HRCP, [State of Human Rights in 2018](#) (pages 66 to 67), March 2019

⁸¹ Bertelsmann Stiftung, [BTI 2022 Country Report Pakistan](#) (page 13), 23 February 2022

⁸² Bertelsmann Stiftung, [BTI 2024 Country Report Pakistan](#), (page 13), 19 March 2024

⁸³ OMCT/JPP, [Criminalising torture in Pakistan. The need for an effective...](#) (page 4), March 2021

⁸⁴ Voicepk.net, [About us](#), no date

⁸⁵ Voicepk.net, [Deadlier than ever: Police Violence in 2021](#), 16 October 2022

⁸⁶ HRCP, [HRCP calls for end to impunity for torture](#), 26 June 2022

場で死亡し⁸⁷、2023 年 1 月から 6 月にかけて 27 人が警察留置場で死亡した⁸⁸。USSD 人権報告書 2022 年版及び 2023 年版によると、「メディアや複数の市民社会組織が拷問に起因するとされる警察留置場での死亡事例を報告した」。^{89 90}

5.4.5 ドーン紙が報じたとおり、拷問・拘禁中死亡（防止及び処罰）法案（Torture and Custodial Death (Prevention and Punishment) Bill）が上院（Senate）によって 2022 年 10 月に可決され、その狙いは「公務員による拘禁者に対して行われる拷問行為、拘禁中死亡及び拘禁中のレイプ」を犯罪化し保護措置を講じること、「並びにかかる行為の被害者へ救済措置を提供すること（以下略）」⁹¹であった。

5.4.6 市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）の実施状況に関する第 2 回定期報告書の中で、GoP は拷問・拘禁中死亡（防止及び処罰）法案に言及し、それによると「この法案では拷問に関与した公務員は 10 年以下の懲役及び 200 万 PKR（パキスタンルピー）以下の罰金に処すると規定している。公務員は、拷問の防止を職務とする者が意図的又は過失により拷問の防止を怠る場合、5 年以下の懲役及び 100 万 PKR 以下の罰金に処せられる」。⁹²

5.4.7 2022 年 11 月、2022 年拷問・拘禁中死亡（防止及び処罰）法（Torture and Custodial Death (Prevention and Punishment) Act 2022）は大統領の承認⁹³を得た。HRCP によるとそれは「進歩的法制の 1 つ」であったが、HRCP は「施行、責任及び執行（以下略）」⁹⁴に関連する懸念を表明した。

5.4.8 GoP は次のようにも述べた。

「パキスタンの連邦及び州の最高レベルの政府当局者が、拷問の公然たる糾弾に加えて、拷問の絶対的禁止に向けた献身を再確認すべく精力的に努力している。拷問に対する我々の不寛容方針に沿って、地区警察諸部門の長はこれまで警察留置場での拘禁者に対する拷問事件の顕著な低減に成功してきた。独立した司法機関、活発な市民社会及び自由で開かれたメディアを有する議会制民主主義国家として、警察による拷問又は不正行為のいかなる嫌疑事例も即座に明らかにされ、徹底的に捜査される。告発された当局者が関係省庁による正当な調査を経て職権乱用及び／又は不正行為で有罪と認められた場合、関係省庁による適切な処罰を科せられ、その範囲は犯罪の性質に応じて重大な処罰、すなわち解雇、解任、強制離職、承認された服務の没収、給与格付の降格、及び給与／年金からの回収から、軽微な処罰、すなわち昇給の撤回、昇進の撤回、給与等級における 1 段階又は複数段階の降格、問責、追加のクォーターガード訓練及び罰金に及ぶ」。⁹⁵

⁸⁷ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2022](#) (section 1c), 20 March 2023

⁸⁸ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2023](#) (section 1c), 22 April 2024

⁸⁹ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2022](#) (section 1c), 20 March 2023

⁹⁰ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2023](#) (section 1c), 22 April 2024

⁹¹ Dawn, [Senate passes bill criminalising torture of detainees](#), 21 October 2022

⁹² UNHRC, [Second periodic report submitted by Pakistan...](#) (paragraph 77), 7 December 2022

⁹³ HRCP, [Legislation Watch Cell Report 2022-03...](#) (page 1), May 2023

⁹⁴ HRCP, [Legislation Watch Cell Report 2022-03...](#) (page 1), May 2023

⁹⁵ UNHRC, [Second periodic report submitted by Pakistan...](#) (paragraph 78), 7 December 2022

5.4.9 同報告の指摘によると、2021 年に「(中略) 624 人の警察官がパンジャブ州で拷問又は不正行為の罪で処罰され」、「シンド州とバルーチスタン州の政府は拷問の脅威を抑制するために必要な様々な措置を講じた(中略) 同様に、KPK 警察部門の場合、警察当局者による拷問の行使を禁ずる不寛容政策が採られている」。⁹⁶

5.4.10 GoP は 2022 年 12 月 19 日に公表された国連拷問禁止委員会 (UNCAT) 宛ての第 2 回定期報告書にも同様のコメントを記載した。⁹⁷

6. 犯罪発生率

6.1 全国

6.1.1 OSAC が指摘したとおり、「(中略) 犯罪統計データは過少報告又は不正確である可能性がある。」⁹⁸そうしたデータは情報源次第で変動する可能性があるため、注意して扱うべきである。

6.1.2 国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) のデータによると、2018 年時点でパキスタンの殺人発生率は人口 10 万人当たり 3.9 件で、南アジア地域の推定平均値 (10 万人当たり 3.1 件) よりやや高く、全世界の推定平均値の人口 10 万人当たり 5.8 件よりは低い。⁹⁹

6.1.3 2022 年 1 月の DFAT の報告書によると、暴力犯罪は農村部では少ない¹⁰⁰が、この説明を裏付けるデータは何もなかった。さらに DFAT によると、「中央統合的又は全国の法執行データベース又は犯罪記録がなく、そのため違反者の追跡又は所在の特定が難しい」。¹⁰¹

6.1.4 2023 年 8 月 7 日、ニュース・インターナショナル (The News International) はシンド州とパンジャブ州の元警察長官 (IGP : Inspector General of Police)、シエド・カリーム・イマーム (Syed Kaleem Imam) 博士と米国平和研究所 (USIP : United States Institute of Peace) の協働によるパキスタンにおける犯罪データの分析について報じ、この分析では登録された事件の件数の 2016 年から 2022 年¹⁰²にかけての著しい増加を認めた。イマーム博士のデータについて報じつつ、ニュース・インターナショナルは次のように彼の所感に注目した。

「(中略) 同国で登録された事件の件数は顕著な増加傾向にある。2016 年の 43 万 3,476 件から始まり、2017 年に 41 万 1,666 件へと微減した後、着実に増加し始めた。合計は 2018 年に 43 万 1,420 件に達し、2019 年に 46 万 7,869 件へと急増し、増加し続けて 2020 年には 55 万 9,034 件であった。この傾向は持続し、2021 年に 68 万 2,696 件となり、2022 年にピークの 101 万 3,036 件に達した(中略) イマーム博士は、

⁹⁶ UNHRC, [Second periodic report submitted by Pakistan...](#) (paragraphs 79, 80), 7 December 2022

⁹⁷ UNCAT, [Second periodic report submitted by Pakistan...](#) (paragraph 109), 19 December 2022

⁹⁸ OSAC, [Pakistan Country Security Report](#), 31 May 2022

⁹⁹ UNODC, [Victims of intentional homicide, 1990 to 2018](#) (Pakistan/Southern Asia/World), no date

¹⁰⁰ DFAT, [Country Information Report Pakistan](#) (paragraph 2.49), 25 January 2022

¹⁰¹ DFAT, [Country Information Report Pakistan](#) (paragraph 5.10), 25 January 2022

¹⁰² The News International, [Seven-year crime data shows staggering rise in number...](#), 7 August 2023

犯罪急増の原因を複雑に絡み合った要因（人口増加、都市化、政治的不安定、社会経済的要因、リーダーシップ危機、及び刑事司法制度内の欠陥）にあると捉えた」。¹⁰³

6.1.5 同情報源によると、2022年に合計で1万34件の殺人、8,413件のレイプ／ギャングによるレイプ、及び1万5,221件の誘拐／拉致が発生した。¹⁰⁴

6.2 イスラマバード首都圏（ICT）

6.2.1 OSACの2022年5月の説明として、「入手できた統計によると（中略）イスラマバードで報告された犯罪の件数は、「住居侵入窃盗、強盗、窃盗及び暴行」を含め、過去2年間、比較的一定で推移した」。

¹⁰⁵

6.2.2 2022年1月のDFATの報告書によると、「イスラマバードは他の主要都市と比べ犯罪発生率が低く、背景には大規模な治安部隊の存在がある」。¹⁰⁶

6.2.3 イマーム博士の分析によると、2022年にイスラマバードで2万50件の刑事事件が記録され、これに1,500件の「対人犯罪」が含まれた」。¹⁰⁷ただし、報告書では「対人犯罪」を定義していなかった。

6.2.4 ドーン・ニュースの取材に匿名を条件として応じたイスラマバード勤務の複数の警察官によると、首都では2022年に1万3,409件の刑事事件が登録され、うち2,077件が「対人犯罪」として記録され、これに177件の殺人、288件の殺人未遂、409件の「傷害」、954件の誘拐／レイプ、3件の身代金目的での誘拐、及び122件の交通死亡事故と124件の交通非死亡事故が含まれた。¹⁰⁸

6.3 パンジャブ州

6.3.1 パンジャブ州に言及したOSACによると、下記のとおりであった。

「2020年にラホールでの犯罪活動の全体的な報告件数が約59%増加した（中略）自動車強奪、暴行、武装強盗、家屋／店舗侵入及びその他の暴力犯罪が多く、主要な都市部で多発し、私有財産窃盗など軽微な犯罪も広域的に発生した」。¹⁰⁹

6.3.2 2022年1月のDFATの報告書によると、近年、ラホールでの犯罪発生率が低下しており、これは警察の取締りの効果であった。¹¹⁰

¹⁰³ The News International, [Seven-year crime data shows staggering rise in number...](#), 7 August 2023

¹⁰⁴ The News International, [Seven-year crime data shows staggering rise in number...](#), 7 August 2023

¹⁰⁵ OSAC, [Pakistan Country Security Report](#), 31 May 2022

¹⁰⁶ DFAT, [Country Information Report Pakistan](#) (paragraph 2.49), 25 January 2022

¹⁰⁷ The News International, [Seven-year crime data shows staggering rise in number...](#), 7 August 2023

¹⁰⁸ Dawn, [Capital reported 36 crimes on daily basis in 2022](#), 4 January 2023

¹⁰⁹ OSAC, [Pakistan Country Security Report](#), 31 May 2022

¹¹⁰ DFAT, [Country Information Report Pakistan](#) (paragraph 2.49), 25 January 2022

6.3.3 イマーム博士の分析によると、2022年にパンジャブで71万7,142件の刑事事件が記録され、これに7万947件の「対人犯罪」が含まれた。¹¹¹ただし、報告書では「対人犯罪」を定義していなかった。

6.3.4 「パンジャブ警察犯罪統計」も参照のこと。

6.4 シンド州

6.4.1 OSACによると、「レンジャーズとシンド警察の努力が過去数年間にわたるカラチでの治安状況の改善につながった。しかし、カラチ及び（中略）シンド（中略）全域で犯罪から生じるリスクはまだかなり残る（以下略）」¹¹²

6.4.2 2022年1月のDFATの報告書によると、近年、カラチでの犯罪発生率が低下しており、これは警察の取締りの効果であった。¹¹³

6.4.3 シンド州統計局（Bureau of Statistics）によると、2020年と2021年に、シンド州での犯罪の大部分はカラチで発生した。¹¹⁴イマーム博士の分析によると、2022年にシンドで11万1,062件の刑事事件が記録され、これに1万7,837件の「対人犯罪」が含まれた。¹¹⁵ただし、報告書では「対人犯罪」を定義していなかった。

6.5 カイバル・パクトゥンクワ（KP）州

6.5.1 OSACは次のように報告した。

「恐喝及び強盗、特に犯罪ギャングによる犯行の性質は、カイバル・パクトゥンクワ（KP）州では特に暴力的になる可能性がある。2020年を通じて起こったいくつかの事例において、犯罪者は小型爆発物、手りゅう弾及び火炎瓶を使用して地元企業を狙った。また犯罪者は、武装強盗目的で銀行のすぐ近くで多額の現金を所持していた被害者も狙った。路上強盗、通行料の強要、及び違法な徴税がKPで繰り返し発生したが、ほとんどはアフガニスタンとの国境地帯に多かった。KPでの犯罪統計は過少報告で、不正確と考えられる」。¹¹⁶

6.5.2 OSACの同報告書によると、下記のとおりであった。

「（中略）パキスタン連邦政府及びKP州政府は、KPにおける法の支配と治安の改善に献身し続けている。この献身は、近年におけるKP州全域にわたる警察署及び司法当局の設立に置き換えられる。こうした進展の結果、州全域にわたる法と秩序を予測する治安機関の能力が向上した。連邦と州の当局は部族・

¹¹¹ The News International, [Seven-year crime data shows staggering rise in number....](#), 7 August 2023

¹¹² OSAC, [Pakistan Country Security Report](#), 31 May 2022

¹¹³ DFAT, [Country Information Report Pakistan](#) (paragraph 2.49), 25 January 2022

¹¹⁴ Express Tribune, [67% crimes in Sindh occur in Karachi](#), 19 August 2023

¹¹⁵ The News International, [Seven-year crime data shows staggering rise in....](#), 7 August 2023

¹¹⁶ OSAC, [Pakistan Country Security Report](#), 31 May 2022

宗教法の地方、特に旧連邦管理部族区域（FATA）での執行に反対しているが、主要な人口密集地以外での慣行改革にはほとんど成功がみられなかった。過去3年間、KPでの暴力犯罪の報告は減少傾向にある。これは（文字通りに受け取れば）KPでの治安改善の取組がプラスの成果をあげたことを示唆するものである」。¹¹⁷

6.5.3 イマーム博士の分析によると、2022年にKPで13万9,327件の刑事事件が記録され、これに1万4,827件の「対人犯罪」が含まれた。¹¹⁸ただし、報告書では「対人犯罪」を定義していなかった。

6.6 バローチスターン州

6.6.1 イマーム博士の分析によると、2022年にバローチスターンで1万2,315件の刑事事件が記録され、これに2,806件の「対人犯罪」が含まれた。¹¹⁹ただし、報告書では「対人犯罪」を定義していなかった。

7. 法の支配及び司法機関

7.1 組織

7.1.1 英連邦開発統治局（Commonwealth Governance for Development）はパキスタンにおける司法制度について、以下の点を指摘しつつ記述した。

「最高裁判所（Supreme Court）は最終の上訴裁判所であると同時に憲法裁判所である。連邦イスラム法裁判所（Federal Shariat Court）は1980年に設立され、これは法律を精査し、それらがイスラム教の価値観と調和することの確保が目的であった。イスラマバード及び各州に高等裁判所がある。ある州での民事事件及び刑事事件から上訴が発生した場合、その州の高等裁判所で審問が行われる。

地区裁判所とセッションズ裁判所は民事事件と刑事事件の両方に裁判権を有する。セッションズ裁判所はほとんどの重罪を裁く裁判所でもある。国内全域の都市と町に治安判事裁判所があり、最も重大な事件（死刑が適用される事件など）を除き全て、これらの裁判所で第一審が行われる。

他にも多数、例えば汚職事件、麻薬犯罪、金融犯罪、消費者の権利及び産業関係などを専門とする裁判所や審判所がある」。¹²⁰

7.1.2 USSD 人権報告書2022年版によると、「法律では、政府がテロ活動や宗派間暴力で起訴された者を裁くために特別で合理化された反テロ法廷（ATC：Antiterrorism Court）を使用することを認めている。」

¹²¹ USSDはこの情報を2023年版人権報告書でも繰り返した。¹²²

¹¹⁷ OSAC, [Pakistan Country Security Report](#), 31 May 2022

¹¹⁸ The News International, [Seven-year crime data shows staggering rise in...](#), 7 August 2023

¹¹⁹ The News International, [Seven-year crime data shows staggering rise in...](#), 7 August 2023

¹²⁰ Commonwealth Governance, [Judicial System of Pakistan](#), no date

¹²¹ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2022](#) (section 1e), 20 March 2023

¹²² USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2023](#) (section 1e), 22 April 2024

7.1.3 UNCAT 宛ての報告書の中で GoP が指摘したところによると、特にジェンダーに基づく暴力(GBV) 事件を扱うために設立された裁判所があり、GBV 裁判所はパンジャブに 36 か所、シンドに 27 か所、KPK に 29 か所、イスラマバードに 2 か所、バローチスターンに 1 か所ある。¹²³

7.2 独立性及び公正な裁判

7.2.1 USSD 人権報告書 2022 年版及び 2023 年版の両方において、法律では司法の独立を規定しているとしつつ、以下のように指摘した。

「(中略) 複数の NGO 及び法律専門家によると、司法機関はテロ行為事件又は神への冒とく事件における過激派分子からの報復の恐れや世間の注目を集める事件の公然たる政治化など、外部からの影響にさらされることが多かった。複数の市民社会組織によると、裁判官は神への冒とく事件の被告人の潔白を証明することを渋り、それは自警団による暴力を恐れてのことであった。メディアや一般市民は概して高等裁判所と最高裁判所をより信用できると捉えていたが、メディアはこれらの裁判所の裁判官に治安機関が圧力を掛けているという嫌疑を議論した」。^{124 125}

7.2.2 「世界の自由」報告書 2023 年版によると、「同国の政治化された司法機関は頻繁に軍、文民政府及び反対派政治家の間での権力闘争に巻き込まれてきた。事実上、司法機関は独力で政治的権力の中心としての役割を果たすが、軍と歩調を揃え、協力して文民政治家の権力の封じ込めを図ることが多い」。¹²⁶

7.2.3 USSD 人権報告書 2022 年版は次のように説明した。

「民事、刑事及び家庭裁判所制度は推定無罪、反対尋問及び上訴を前提条件として運用されることになっているが、司法機関は必ずしもこれらの権利を行使しなかった。憲法では被告人を自己負罪から保護する立場である。陪審団による審理は行われない。被告人は弁護人を立て、弁護人と相談する権利を有するが、裁判所は死刑裁判の場合に限り貧困者を担当する弁護人を任命するよう要求される。被告人は概して下級裁判所での法定代理人の費用を負担するが、上訴裁判所では弁護士が公費で提供される場合がある。限られた数の裁判官、大量の未処理事件、長期間に及ぶ法廷手続、頻繁な休廷、及び政治的圧力を背景に、訴訟は日常的に数年間に及び、被告人は頻繁に出廷する羽目になっていた。」¹²⁷ USSD はこの情報を 2023 年版人権報告書でも繰り返した。¹²⁸

7.2.4 BTI の 2022 年版報告書によると、「下級レベルだと司法機関は依然としてリソース不足が特徴であり、それが推定 200 万件もの大量の未処理事件や、比較的高いレベルの汚職につながっている」。¹²⁹ BTI

¹²³ UNCAT, [Second periodic report submitted by Pakistan...](#) (paragraph 107 (b)), 19 December 2022

¹²⁴ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2022](#) (section 1e), 20 March 2023

¹²⁵ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2023](#) (section 1e), 22 April 2024

¹²⁶ Freedom House, [Freedom in the World 2023: Pakistan](#) (F1), 2023

¹²⁷ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2022](#) (section 1e), 20 March 2023

¹²⁸ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2023](#) (section 1e), 22 April 2024

¹²⁹ Bertelsmann Stiftung, [BTI 2022 Country Report Pakistan](#) (page 12), 23 February 2022

の 2024 年版でもこの主張を繰り返した。¹³⁰

未処理事件について詳しくは「有効性」を参照のこと。

7.2.5 USSD 人権報告書 2022 年版によると、「司法制度における汚職の報告が根強く続き、例えば行政手続を円滑化するために裁判所職員が支払を要求したという報告が複数あった。下級裁判所は報告によると相変わらず腐敗し、非効率で、上位の裁判官はもとより著名人、富裕層、宗教関連及び政治関連の有力者から圧力を受けていた。」¹³¹ USSD はこの情報を 2023 年版人権報告書でも繰り返した。¹³²

7.2.6 人権の促進と保護に関する普遍的定期レビュー作業部会（UPR）向けに国連が編集し、2022 年 11 月に公表された情報での指摘によると、「人権委員会は軍事法廷が 2019 年 3 月に失効していた点を指摘したが、軍事法廷から言い渡された判決に基づいて 59 人の受刑者が処刑されていたことに遺憾の意を表明した」。¹³³

7.3 有効性

7.3.1 ワールド・ジャスティス・プロジェクト（WJP : World Justice Project）の「法の支配インデックス（Rule of Law Index）2023 年版」では、法の支配について、世界中の一般市民、国内法務実務者及び専門家の経験と認知に基づいて測定している¹³⁴。全体でパキстанは 142 か国中 130 位に位置し、スコアは 0.38 であった（1 は法の支配の遵守が最も強く、0 は最も弱いことを意味する）¹³⁵。WJP の「法の支配インデックス」ではパキстанの刑事司法制度について、有効性、公平性及び汚職レベルの認知を含め測定し、パキстанを 2021 年と同じスコアの 0.36 で 142 か国中 99 位に格付けした¹³⁶。

7.3.2 USSD 人権報告書 2023 年版では次のように指摘した。

「下級裁判所と上級裁判所における広範囲に及ぶ未処理事件が原因で、効果的な救済措置及び公正な公判を受ける権利が損なわれていた。公判前勾留が当たり前のような状況を背景に、こうした遅延は多くの場合、刑事事件の被告人が長期間にわたり公判を待ちながら収容される事態につながった。時代遅れの手続規則、補充されない裁判官の欠員、劣悪な事件管理、それにぜい弱な司法教育が原因で民事事件も刑事事件も長引いていた。パキстан法律・司法委員会（Law and Justice Commission of Pakistan）によると、9 月 27 日時点でパキстанの上級及び下級の司法機関は 220 万件の未処理事件を扱っていた」。¹³⁷

「代替的紛争解決」も参照のこと。

¹³⁰ Bertelsmann Stiftung, [BTI 2024 Country Report Pakistan](#), (page 12), 19 March 2024

¹³¹ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2022](#) (section 4), 20 March 2023

¹³² USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2023](#) (section 4), 22 April 2024

¹³³ UNHRC, [Pakistan: Compilation of information prepared...](#) (paragraph 11), 15 November 2022

¹³⁴ WJP, [WJP Rule of Law Index | About](#), no date

¹³⁵ WJP, [WJP Rule of Law Index | Pakistan Insights](#) (Overall index score), 2023

¹³⁶ WJP, [WJP Rule of Law Index | Pakistan Insights](#) (Factor 8: Criminal justice), 2023

¹³⁷ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2023](#) (section 1e), 22 April 2024

7.3.3 HRCP の 2023 年版報告書によると、「年末時点で係属中の事件が 226 万 386 件あり、これに最高裁判所での 5 万 6,155 件と高等裁判所での 34 万 2,334 件が含まれていた。最高裁判所発行の四半期報告書によると、最高裁判所で係属中の事件の数は過去 10 年間で倍増したとみられ、未処理事件は平均 18% の割合で増加し続けている」。¹³⁸

7.3.4 ドゥニア・ニュース (Dunya News) の 2023 年 6 月の報道によると、未処理事件がたまる理由の背景には「裁判官の急激な不足」¹³⁹があった。

7.3.5 事件を迅速に片付けるために 2017 年に設置されたモデル裁判所は、2022 年 6 月 16 日のデイリー・タイムズ (Daily Times) の報道によると、過去 3 年間で 25 万 7,318 件に判決を下した。同報道では次のように指摘した。

「モデル裁判所の広報官によると、殺人、麻薬、不法所持及び身代金目的での誘拐を含む様々な事件の審問の過程で 46 万 2,957 人の証人が記録された。」

「モデル刑事裁判所は 2019 年から現在までに 6 万 2,839 件の刑事事件を処理し、これに 1 万 9,154 件の殺人事件と 4 万 3,685 件の麻薬事件が含まれていた。同様に、同期間にモデル民事裁判所は 2 万 3,781 件の家庭争議及び 3,815 件の賃貸争議を処理した一方、モデル治安判事裁判所は様々な事件における 3 万 7,997 件の上訴及び 1 万 9,697 件の異議申立ての判決を下した」。¹⁴⁰

7.3.6 基本的権利財団 (FFR : Foundation for Fundamental Rights) 及びリプリーブ (Reprieve) が 2019 年に公表した報告書によると、「2010 年から 2018 年にかけて再検討した 310 件の判決のうち、最高裁判所は 78% について死刑判決を覆した。それらは被告人の無罪放免、減刑又は再審命令のいずれかであった。」信頼できない証人の証言、不十分な証拠、及び下級裁判所が頼った証拠のでっちあげ又は操作の疑惑などの問題が、結果的に死刑判決からの無罪放免又は減刑につながった。¹⁴¹

「死刑」も参照のこと。

7.3.7 UPR 作業部会宛ての報告書の中で、GoP は「人権大臣、国連開発計画 (UN Development Programme) 及び UNDOC による研修を含む、人権に関する裁判官、弁護士及び他の司法官の意識高揚と能力構築を目的に」国内全域で実施された様々な取組について報告した。¹⁴²

7.4 一事不再理

¹³⁸ HRCP, [State of Human Rights in 2023](#) (page 9), 2024

¹³⁹ Dunya News, [Shortage of judges causing huge backlog of cases in superior...](#), 28 June 2023

¹⁴⁰ Daily Times, [Model Courts decide 257,318 cases in last three years](#), 16 June 2022

¹⁴¹ FFR/Reprieve, [The Pakistan Capital Punishment Study](#) (pages 1 to 2), March 2019

¹⁴² UNHRC, [National report submitted pursuant to Human...](#) (paragraph 23), 10 November 2022

7.4.1 一事不再理の原則は、憲法第 13 条¹⁴³及び刑事訴訟法第 403 条¹⁴⁴の下で扱われている。

7.4.2 2019 年 4 月付けの国別政策・情報チーム（Country Policy and Information Team）とのやり取りの中で、在イスラマバード英国高等弁務官事務所（BHC : British High Commission）所属の刑事司法担当顧問が示唆したところによると、研究が網羅的ではなかった点を強調しつつ、「(中略) 一事不再理の原則は国外の管轄区域で既に判決に到達している場合に支持されるということである（ただし判決に到達した裁判所が適格な裁判権を有する裁判所であるとみなされる限りでの話である。我々はまだ、かかる目的について外国の裁判所は適格な裁判権を有しないとパキスタンの裁判所が結論付けた例を見つけていない）」。¹⁴⁵

7.4.3 英国の裁判所が適格な裁判権を有する裁判所とみなされるか否かを考察した際、BHC 顧問は、英国刑事法院（Crown Court）が言い渡した判決の有効性をパキスタン最高裁判所が支持し、礼讓の原則〔ある管轄区域が別の管轄区域の命令／行為の有効性及び効果を認識する¹⁴⁶〕を改めて強調した事例を考慮した。¹⁴⁷

7.4.4 刑事訴訟法第 188 条ではパキスタンの裁判権外で犯された犯罪について規定し、また連邦政府はそのような事件について制裁措置を取らなければならないと規定している¹⁴⁸。BHC 顧問は英国の強制送還裁判に言及し、その際の指摘によると「(中略) イスラマバード高等裁判所は、連邦政府が第 188 条の下で許可を付与していなかった（かつ当該事件においてかかる許可が付与されていなかった）場合、英国で犯された犯罪についてパキスタンで訴訟手続を進めることはできない、との見解を表明した」。¹⁴⁹

7.4.5 詳しくは「BHC からの書簡」を参照のこと。

7.5 死刑

7.5.1 HRCP によると、死刑に処せられ得る犯罪は 33 種類あり、同じく HRCP によると、これらの犯罪はほとんどが「国際法の下での『最も重大な』基準を満たさない（以下略）」¹⁵⁰ジャスティス・プロジェクト・パキスタン（JPP）は死刑に処せられ得る犯罪のリストを提供した¹⁵¹。2021 年に最高裁判所は、精神病を患った受刑者の処刑を禁ずる判決を下した。¹⁵²

7.5.2 HRCP の 2022 年版年次報告書によると、「事実上の執行猶予」が設けられ、2022 年に死刑は執行

¹⁴³ Pakistan.org, [The Constitution of the Islamic Republic of Pakistan](#) (Chapter 1), 1973

¹⁴⁴ Khalid Zafar & Associates, [Code of Criminal Procedure](#), 1898

¹⁴⁵ BHC [correspondence](#), 12 April 2019

¹⁴⁶ LexisNexis, [Glossary](#), no date

¹⁴⁷ BHC [correspondence](#), 12 April 2019

¹⁴⁸ Khalid Zafar & Associates, [Code of Criminal Procedure](#), 1898

¹⁴⁹ BHC [correspondence](#), 12 April 2019

¹⁵⁰ HRCP, [Moratorium on death penalty should be reinstated](#), 10 October 2021

¹⁵¹ JPP, [List of offences punishable by death](#), 2019

¹⁵² Supreme Court Pakistan, [PLD 2021 SC 488](#), 10 February 2021

されなかった¹⁵³。しかし、死刑判決は引き続き言い渡されており、2023 年に 102 人、2022 年に 98 人及び 2021 年に 129 人であった。^{154 155}

7.5.3 JPP のウェブサイトによると、2023 年 10 月 5 日時点で死刑囚は 3,831 人いた。¹⁵⁶

7.5.4 人権の促進と保護に関する UPR 作業部会向けに国連が編集し、2022 年 11 月に公表された情報によると、「権限保持者は、死刑廃止を視野に死刑執行猶予を復活させ、現在の反テロ法制、特に児童に関する部分、及び死刑に関する規定を、国際的な人権法に準拠するものとするを視野に入れて再検討せよというパキスタンに対する要求を改めて強調した（以下略）」¹⁵⁷

7.5.5 死刑判決からの無罪放免に関する情報については「有効性」も参照のこと。

7.6 代替的紛争解決

7.6.1 非営利の国際開発組織であるアジア財団（Asia Foundation）は相続、婚姻及び子の親権に関連する問題を含む家庭やコミュニティにおける争議の解決に役立てるための代替的紛争解決（ADR：alternative dispute resolution）の普及と受容の増大に関して、2021 年 7 月のある記事の中で次のように報告した。

「ADR はパキスタンで急速に受け入れられるようになってきている。2017 年代替的紛争解決法（Alternative Dispute Resolution Act）、2018 年民事訴訟（シンド改正）法（Code of Civil Procedure (Sindh Amendment)）及び 2019 年パンジャブ代替的紛争解決法は、ADR に確固たる立法上の権限を与えた。この慣行は国内全域で拡大しており、未処理事件がひどくたまった裁判所を争議当事者が回避する上で役立ち、ADR 研修を専門とする仲介者（女性が増加している）向けにより多くの機会を生み出している」。

¹⁵⁸

7.6.2 CPLC は、結婚、家庭、地主／賃借人関係の問題及び金銭的争議を含む様々な一般的争議を対象とする仲介・仲裁サービスを提案した。¹⁵⁹

7.7 並行司法

7.7.1 GoP によると、2012 年の国家女性地位委員会（NCSW：National Commission for the Status of Women）による請願の後、「（中略）ジルガ（Jirga）／パンチャーヤト（Panchayat）[争議を解決したり刑事事件の判決を下したりする長老の集まり¹⁶⁰] 又は法的並行司法制度は 2019 年 1 月に最高裁判所によって違法か

¹⁵³ HRCP, [State of Human Rights in 2022](#) (page 18), 2023

¹⁵⁴ HRCP, [State of Human Rights in 2022](#) (page 18), 2023

¹⁵⁵ HRCP, [State of Human Rights in 2023](#) (page 11), 2024

¹⁵⁶ JPP, [Death Penalty Database](#), no date

¹⁵⁷ UNHRC, [Pakistan: Compilation of information prepared...](#) (paras 9 to 10), 15 November 2022

¹⁵⁸ Asia Foundation, [In Pakistan: Women, Mediation, and the Law](#), 7 July 2021

¹⁵⁹ CPLC, [I want to resolve a General Dispute](#), no date

¹⁶⁰ HRCP, [State of Human Rights in 2021](#) (Glossary, page 8), 2022

つ無効と宣言された。」¹⁶¹ USSD 人権報告書 2022 年版及び 2023 年版で指摘されたとおり、最高裁判所の判決の後、そうした非公式な司法制度は「(中略) 民事争議における合意当事者間の仲裁、仲介、交渉、又は調停」に関する事案^{162 163}に限定された。

7.7.2 しかし、ジルガは引き続き、特に部族区域において処罰を言い渡しており、時には女性の権利に悪影響を及ぼすこともあった^{164 165 166 167}。女性に関するジルガの判決について詳しくは「国別政策・情報ノート パキスタン：ジェンダーに基づく暴力を恐れる女性」を参照のこと。

7.7.3 BTI の 2022 年版によると、「地方の部族規範を中心に構築された並行司法制度は引き続き国内全域で運用されていた。これらの非公式法廷が下す判決は公式な制裁措置を全く伴わない一方、多くの場合、紛争解決や司法へのアクセスのための正当な場として捉えられる。」¹⁶⁸ BTI の 2024 年版でもこの主張を繰り返した。¹⁶⁹

7.8 証人保護

7.8.1 一連の出典を引用しつつ、RSIL が公表した 2021 年 8 月の記事では以下のとおり述べられている。

「パキスタンには連邦と州両方の証人保護法があるが、全て、適切に施行されていないためにお粗末な実施状況にある。パンジャブ、バローチスタン及びシンドは州法制の下で別々の証人保護メカニズムを有する。同様に、2017 年証人保護・保安・利益法 (Witness Protection, Security and Benefit Act) のほか、1997 年反テロ法の一部の条項において、証人保護プログラムを規定している。これらの法律は各州及び連邦政府に対し、凶悪犯罪の訴訟で証言する個人に適切な支援を提供することを義務付けるものである。支援の例として転居、身元確認情報の変更、そして証人及び証人の関係者の保護が挙げられる。しかし、これらの措置の適切な施行は依然として未達成の願望であり、この主張を裏付ける事件がいくつか起きている。例えば、2015 年にサビーン・マフムド (Sabeen Mahmud) 殺害事件の唯一の証人が殺害された。同様に、有名なナキーブラー・メフスド (Naqeebullah Mehsud) 殺害事件の主要な証人 2 人も 2020 年に自身の供述を取り消した」。¹⁷⁰

7.8.2 2021 年レイプ禁止 (捜査及び公判) 法 (Anti-Rape (Investigation and Trial) Act) において証人保護を規定している¹⁷¹。しかし、2022 年 2 月に上院法律・司法委員会 (Law & Justice Committee) は、この規定

¹⁶¹ UNCAT, [Second periodic report submitted by Pakistan...](#) (paragraph 109), 19 December 2022

¹⁶² USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2022](#) (section 1e), 20 March 2023

¹⁶³ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2023](#) (section 1e), 22 April 2024

¹⁶⁴ DFAT, [Country Information Report Pakistan](#) (paragraphs 3.96, 3.97, 4.11), 25 January 2022

¹⁶⁵ RSIL, [Jirga System in Pakistan: A transgression of human rights](#), 11 April 2022

¹⁶⁶ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2022](#) (section 1e), 12 April 2022

¹⁶⁷ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2023](#) (section 1e), 22 April 2024

¹⁶⁸ Bertelsmann Stiftung, [BTI 2022 Country Report Pakistan](#) (page 12), 23 February 2022

¹⁶⁹ Bertelsmann Stiftung, [BTI 2024 Country Report Pakistan](#), (page 12), 19 March 2024

¹⁷⁰ RSIL, [Criminal Justice Reform - Delayed FIRs & Witness Protection Programs](#), 23 August 2021

¹⁷¹ MoHR, [The Anti-Rape \(Investigation and Trial\) Act 2021](#) (Article 8), 2021

を施行するための措置が何ら講じられていないという懸念を表明した。¹⁷²

7.9 法的扶助

7.9.1 UNCAT 宛ての報告書の中で GoP は下記のとおり、利用可能な法的扶助プログラムについて記述した。

「(中略) 刑事事件及び付帯する補助的事案において貧困層及び社会的弱者へ司法制度を利用するための法的、財政的及びその他の支援を提供する、2020 年法的扶助・司法庁法 (Legal Aid and Justice Authority Act) が制定された。法的扶助・司法庁は同法の下で設立され、十分に機能を果たしている (以下略)。パキスタン政府は司法アクセス開発基金 (AJDF : Access to Justice Development Fund) と呼ばれる法定寄附基金も設立した。AJDF の目的の 1 つは、法的エンパワーメント基金枠 (Legal Empowerment Fund Window) 制度の下で資金を提供することによる法的エンパワーメントであり、この基金の一部が法的扶助／支援を受ける資格のある訴訟当事者への無償の法的扶助／支援に活用される。基金は地区別法的エンパワーメント委員会 (DLEC : District Legal Empowerment Committee) を通じて提供される。現在までに、全国の 114 地区に設置された DLEC へ 6 千万 PKR が付与され、パキスタン全土にまたがり支援を受ける資格のある 2,832 人の訴訟当事者へ法的支援が付与され (中略) 無償の法的扶助と助言サービスがシンド州内の 11 地区で官民提携モード (LAS が付帯) を通じて提供されている。4 か所ある危機センターも、無償奉仕の弁護士からなる専門パネルを設置して法的扶助を提供している。バローチスターン州の社会福祉部 (Social Welfare Department) は、差別被害者、障がいを抱える女性、及び宗教的少数派の人々へ無償の法的扶助と金銭的補償を提供する。パンジャブ州弁護士会 (Punjab Bar Council) の法的扶助部会 (Legal Aid Society) は疎外された人々へ男女問わず法的扶助を提供する」。¹⁷³

8. 監督・苦情申立てメカニズム

8.1.1 人権省 (MoHR) によると、同省は人権の保護を確保するための中心的存在であり¹⁷⁴、また無料の全国的な「人権侵害に関する法的助言ヘルプライン (Helpline for Legal Advice on Human Rights Violations)」を用意し、このヘルプラインは 2021 年 6 月までに 100 万回近くの電話相談を受けていた。¹⁷⁵

8.1.2 MoHR の「国家人権政策枠組み (National Policy Framework on Human Rights) 2022-2027」における同省の説明によると、他に機能を果たす国家人権機関 (NHIR : National Human Rights Institution) の例として以下が挙げられる。

- ・ 国家人権委員会 (NCHR)
- ・ 国家女性地位委員会 (NCSW)
- ・ 国家児童権利委員会 (NCRC : National Commission on the Rights of Children)
- ・ 国家少数派委員会 (NCM : National Commission for Minorities)

¹⁷² Senate of Pakistan, [Senate Law & Justice Committee Reviews Progress of ICT & Provinces in Implementation of Anti-Rape Laws](#), 23 February 2022

¹⁷³ UNCAT, [Second periodic report submitted by Pakistan...](#) (paragraph 107 (a)), 19 December 2022

¹⁷⁴ MoHR, [National Policy Framework on Human Rights](#) (paragraph 5.4),

¹⁷⁵ MoHR, [Helpline](#), no date

- ・ 障がい者権利評議会（CRPD：Council of Rights of Person with Disabilities）
- ・ 特殊教育総局（DGSE：Directorate General of Special Education）
- ・ 各州の人権局（Human Rights Directorate）¹⁷⁶

8.1.3 MoHR は以下の点を付け加えた。

「パキスタン最高裁判所は人権侵害関連の申立てに対処する活発な人権相談室も設置した。同様に、議会常任委員会も監視機関の役割を果たしている。こうした取組と推進力は権利保有者にとって励みになり、また国内における人権の充足、保護及び尊重に対する国家の献身ぶりを実証するものである。人権は政府のアジェンダにおいてますます中心的要素となり、政治的マニフェストと同様に公開討論でも取り上げられる頻度が高まっている」。¹⁷⁷

8.1.4 GoP が UNCAT に語ったところによると、NCHR は諸州の州都と ICT に 5 つの事務所を有し、これらは「全面稼働し、拷問を含む人権侵害の被害者の苦情を聞き、解決し、そして州レベルでの人権状況の改善に貢献している」。¹⁷⁸

8.1.5 HRCP の 2021 年版報告書によると、「（中略）全ての国内委員会がそれぞれの任務の実現を妨げる障壁としてリソース不足と職員不足を報告している」。¹⁷⁹

8.1.6 USSD 人権報告書 2022 年版は民事司法手続及び救済措置に言及し、次のように指摘した。

「個人は様々な人権侵害を受けた場合に救済を求める請願を裁判所に届け出ることができ、裁判所はかかる措置を講じることが多い。個人は、人権の否定を根拠とする場合を含めて政府当局者を相手取って民事裁判所に救済を求めることができる。オブザーバーの報告によると、民事裁判所がそうした事件において判決を下すことはめったになく、ほとんどの事件は法廷外で解決された。行政上の救済措置を求める手続は定められていなかったが、非公式の補償が一般的であった。個人及び組織は不利な決定を国際人権機関に訴えることはできなかったが、いくつかの NGO が人権「シャドウレポート」を国連及び他の国際主体へ提出していた」。¹⁸⁰

8.1.7 OSAC の報告書によると、「軍隊とちょう報機関は公式には文民当局に属する一方、それぞれ独立して活動し、実質的に文民による効果的な監視を受けない。治安部隊員は非常に多くの虐待を働いているが、処罰されないことが多い」。¹⁸¹

8.1.8 CPLC は「カラチに 6 つの地区事務所、ハイデラバードに 1 つの地区事務所、シンド州知事庁舎内

¹⁷⁶ MoHR, [National Policy Framework on Human Rights](#) (paragraph 5.4),

¹⁷⁷ MoHR, [National Policy Framework on Human Rights](#) (paragraph 5.4),

¹⁷⁸ UNCAT, [Second periodic report submitted by Pakistan...](#) (paragraph 110), 19 December 2022

¹⁷⁹ HRCP, [State of Human Rights in 2021](#) (page 146), 2022

¹⁸⁰ USSD, [Country Report on Human Rights Practices 2022](#) (section 1e), 20 March 2023

¹⁸¹ OASC, [Pakistan Country Security Report](#), 31 May 2022

に本部事務所を構え、近くサックル（Sukkur）に地区事務所を開設する予定であり」¹⁸²、CPLCによると「（中略）無実の人／FIR 登録無しの被疑者が警察当局者によって違法拘禁下に置かれることがない状況の確保に中心的役割を果たし、多くの事件において不正慣行が採られていると認められる場合には必ず拘禁者を警察署から解放するという結果につなげてきた。」¹⁸³

「恣意的な逮捕及び拘禁」も参照のこと。

8.1.9 全ての警察部隊が、警察に対する苦情を登録するためのオンラインサービスを提供していた。¹⁸⁴

185 186 187 188 189

¹⁸² CPLC, [Who we are](#), no date

¹⁸³ CPLC, [Illegal Detention by Police](#), no date

¹⁸⁴ Punjab Police, [IGP Police Complaint Center 1787](#), no date

¹⁸⁵ Balochistan Police, [1715 IGP Complaint Center](#), no date

¹⁸⁶ INCPak, [IGP Sindh launched Complaint Management System](#), 31 December 2018

¹⁸⁷ Sindh Police, [Complaints Management System](#), no date

¹⁸⁸ KPK Police, [Online Complaint Registration Form](#), no date

¹⁸⁹ ICT Police, [Submit your complaint](#), no date

付録 A

在イスラマバード英国高等弁務官事務所からの書簡（2019 年 4 月 12 日）

Diplomatic Enclave
Ramna 5
P.O. Box 1122
Islamabad

国別政策・情報チーム殿

以下の質問を貴チームより拝受した。

パキスタン当局が国外での犯罪を捜査する意思に関連する事実やデータは存在するか？貴チームは、これは英国において既に有罪判決が下された事件の文脈で検討しなければならない、という点を明確にした。貴チームは英国の裁判所が「適格な裁判権」を有する裁判所と捉えられるか否かを尋ねた。また貴チームはレイプ事件に関して言い渡される判決の範囲に関する情報の有無も尋ねた。

一事不再理

一事不再理の原則は、憲法第 13 条及び刑事訴訟法第 403 条の下で扱われている。中国の刑法第 10 条に相当する規定を私は知らない。我々が実施する立場に置かれているような研究が示唆すると思われるのは、一事不再理の原則は国外の管轄区域で既に判決に到達している場合に支持されるということである（ただし判決に到達した裁判所が適格な裁判権を有する裁判所であるとみなされる限りでの話である。我々はまだ、かかる目的について外国の裁判所は適格な裁判権を有しないとパキスタンの裁判所が結論付けた例を見つけていない）。ラシッド・ハッサン（Rashid Hassan）対国家訴訟（2010 年、Pr.CR.L.J. 1902）において、シンド州高等裁判所は、ジャージー島王立裁判所（Royal Court of Jersey）から言い渡された無罪放免を検証し、支持した。憲法第 13 条と刑事訴訟法第 403 条が具体的に取り上げられた。さらに、英国の裁判所が適格な裁判権を有する裁判所とみなされるか否かという疑問の考察に関して言えば、ジャヴェド・アクタール（Javed Akhtar）対国家訴訟（2017 年、SCMR 1514）を考慮しなければならないと考えられる。同訴訟で最高裁判所は英国刑事法院が言い渡した判決の有効性を支持し、礼譲の原則を改めて強調した。

パキスタン国外で犯された犯罪

刑事訴訟法第 188 条では、刑事裁判所及び法廷の裁判権を、パキスタン国民が国外で犯した犯罪にまで拡大適用すると規定している。この規定に関する判例はほとんどが、部族地域及び管理地域で犯され、パキスタンの裁判所の裁判権に属さない犯罪を扱っている。アブドゥル・カディール・シャー（Abdul Qadir Shah）対ムハマド・カシム（Muhammad Qasim）訴訟（PLD 2014、バローチスターン州 28）において、高等裁判所は、ある殺人罪がパキスタンの領土制限区域外（アフガニスタンの国境の町）で複数のパキスタ

ン国民によって犯されたという事例において、事件の審理を進める権限を連邦政府が裁判所に付与することによって第 188 条の手続要件が満たされる限り、裁判所は実際に事件の審理を進める裁判権を有していたという見解を表明した。これがこの事例で認められたのは、アフガニスタン領ではなくパキスタン領内で証拠を入手できたからである。ムハマド・ズバイール対パキスタン政府訴訟（2014 PLD 31、イスラマバード（英国からの容疑者引渡し申請））では、要請対象者に代わり、当人はパキスタンで審理される権利を有し、パキスタンにおいて当人は英国の法律において規定のない一定の権利を有すると想定される、と論じられた。イスラマバード高等裁判所は、連邦政府が第 188 条の下で許可を付与していなかった（かつ当該事件においてかかる許可が付与されていなかった）場合、英国で犯された犯罪についてパキスタンで訴訟手続を進めることはできない、との見解を表明した。

実務的な考察及び意見

上記を基に、パキスタン国外で犯され、他国での訴訟手続の対象となる犯罪について再度有罪判決を下すという「意欲」は高くないとみられ、いかなる場合も上記で言及した規定によって厳しく制約されることになるかと解釈することができる。私は以前示唆したように、いかなる事実又はデータにもアクセスできず、上記が形はどうあれ網羅的な調査に近いものであると主張するつもりはない。克服を要すると思われる法的制約に加え、新たな訴訟手続の実行可能性に関連すると思われる実務上の制約も明らかに存在する。これは（例えば）レイプでの有罪判決に到達するのが難しい制度である。同時に与えられる目撃証言（被害者の居住し得る場所に関する私の疑問の一部はそのためであるが）が著しく重視されると共に、犯罪科学的証拠も期待される。その証拠が英国で既に入手済みである場合、パキスタンでの訴訟手続のためにそれがパキスタンに提供される可能性は極めて低いと見られ、理由は当人が既に有罪判決を受けていることと、死刑が懸念されることの双方にある。

判決

これらの種類の事件において実際に言い渡された判決に関して入手可能な情報はない。しかし、注目に値する点として、裁判所が死刑判決を検討可能という視点を取り得る前に、厳格な条件が満たされる必要がある。パキスタン刑法第 375 条ではレイプの構成要素を定義し、第 376 条では判決の可能性を規定しており、判決には 10 年以上 25 年以下の懲役及び死刑が含まれる。第 376 条の下、死刑は下記のいずれかに該当する凶悪事件に適用され得る。

1. レイプが複数名により、全員の共通の意図を増進する目的で実行された場合。
2. レイプが未成年者又は精神障がい者又は身体障がい者に対して実行された場合。
3. レイプが警察官、医務官又は刑務官を含む公務員により、公務上の立場を利用して実行された場合。
4. レイプが実行された結果、パキスタン刑法の第 333 条、第 335 条及び第 337 条の下で定義されるような、被害者の身体の一部の損失、あるいはかかる部分の機能障がい又は外観の損傷が関係する耐えがたい身体的危害を招く結果となった場合。

また注目に値すると考えられる点として、これを裏付けるデータはないが、我々の所感としては、司法上の自白がない状況で死刑を検討することに裁判所は極めて消極的である。

敬具

CPS CJA Pakistan

版管理及びフィードバック

採択

以下は本ノートが採択された時点での情報である。

- ・ 版番号：4.0
- ・ 有効期間：2024 年 7 月 8 日以降

公式 - 機密情報：開示対象外 - セクションの始まり

本セクションに記載の情報は内務省内での使用に限られるため、削除された。

公式 - 機密情報：開示対象外 - セクションの終わり

本ノートの旧版からの変更点

国別情報に関する独立諮問機関（IAGCI：Independent Advisory Group on Country Information）から委託された 2023 年 10 月のレビューに従って更新。